

## 令和4年度 神奈川県内における消費生活相談概要

本資料の相談件数は、令和4年度に神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付け、令和5年5月31日までに、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録されたものです。なお、PIO-NETの情報は日々更新されるため、過去の公表値と異なる場合があります。

### I 消費生活相談の概況

#### 1 相談件数の推移（表1、図1）

神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談総件数（「苦情」と「問合せ」の合計）は64,143件で、前年度と比べ7.3%増加しました。化粧品や健康食品等の定期購入の相談が増加したことが主な要因です。

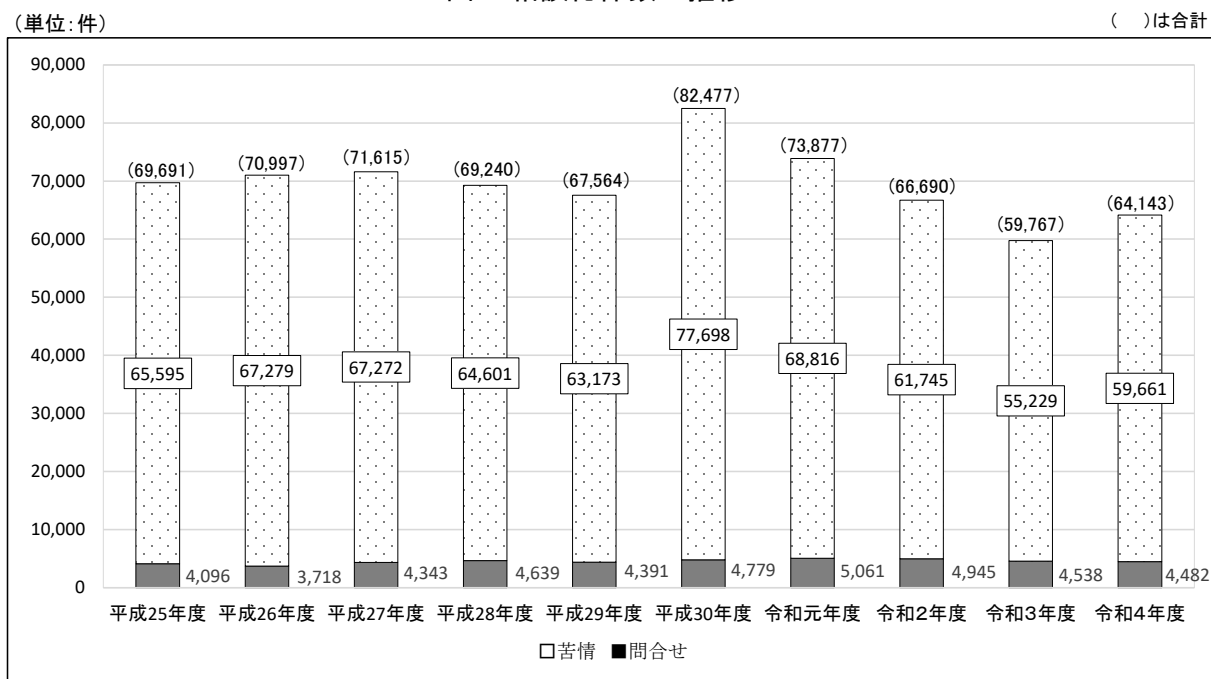
また、相談総件数のうち、「苦情」は59,661件で、前年度と比べ8.0%増加しました。

表1 相談総件数とその内訳（前年度比較）

（単位：件）			
	苦情	問合せ	相談総件数
令和4年度(A)	59,661	4,482	64,143
令和3年度(B)	55,229	4,538	59,767
増減(A-B)	4,432	△56	4,376
前年度比(A/B)	108.0%	98.8%	107.3%

注 割合（%）の数值は、小数点第2位で四捨五入しています。（以下同じ）

図1 相談総件数の推移



注 図中の（ ）内の数字は、苦情件数と問合せ件数の合計です。

## 2 苦情相談件数の多い品目（表2）

- 1位は「化粧品」の5,245件で、前年度（2,888件）と比べ約1.8倍に増加しました。「通販サイトで、1回限りのつもりで購入した美容液が、実際は複数回購入が必要な定期購入だった」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 2位は「商品一般」の4,071件で、前年度（4,179件）と比べ2.6%減少しました。「未納料金があるとSMS（ショートメッセージ）や電子メールを送り、消費者から連絡をさせ、様々な理由により金銭を要求する」架空請求の相談が減少したことが主な要因です。

## 3 増加率が高い品目（表2）

- 1位は「社会保険（14位）」の633件で、前年度（146件）と比べ約4.3倍に増加しました。「行政を名乗り『医療費の還付金がある』という電話があった、詐欺ではないか」といった還付金詐欺に関する相談が増加したことが主な要因です。
- 2位は「エステティックサービス（5位）」の2,140件で、前年度（506件）と比べ約4.2倍に増加しました。「通っている脱毛エステ店が閉店した。施術の利用回数が残っているが、どうしたらよいか」といった相談が増加したことが主な要因です。

表2 苦情相談件数の多い上位15品目（前年度比較）

（単位：件）

順位	品目	令和4年度	令和3年度	前年度比	備考
	[苦情相談件数]	[59,661]	[55,229]	108.0%	
1	化粧品	5,245	2,888	181.6%	
2	商品一般	4,071	4,179	97.4%	架空請求等の商品を特定できない相談
3	不動産貸借	2,650	2,785	95.2%	
4	工事・建築	2,526	2,675	94.4%	屋根や塗装工事等に関する相談
5	エステティックサービス	2,140	506	(2位) 422.9%	
6	健康食品	1,706	1,562	109.2%	
7	役務その他サービス	1,591	1,546	102.9%	副業サポート契約、パソコンのウイルス除去サポート契約、質問サイト等に関する相談
8	修理サービス	1,352	1,368	98.8%	屋根、トイレ、エアコン、スマートフォン等の修理に関する相談
9	携帯電話サービス	1,041	1,270	82.0%	
10	インターネット接続回線	1,028	1,228	83.7%	光回線等に関する相談
11	電気	883	940	93.9%	電気の契約等に関する相談
12	アダルト情報	642	835	76.9%	
13	異性交際関連サービス	640	681	94.0%	出会い系サイト等に関する相談
14	四輪自動車	633	686	92.3%	
	社会保険	633	146	(1位) 433.6%	医療費の還付金詐欺等に関する相談

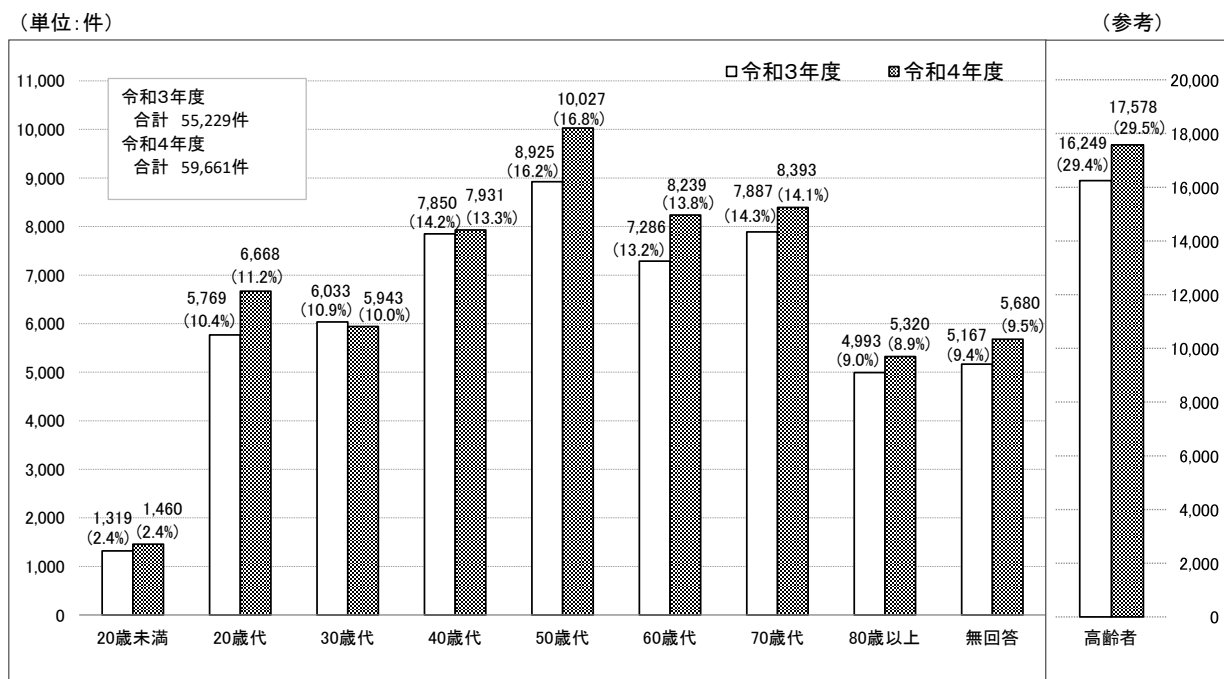
注 前年度比欄の（ ）内は、表中における増加率の順位です。

#### 4 年代別の状況（図2）

- 契約当事者(※)を年代別にみると、最も件数が多いのは50歳代の10,027件（構成比16.8%）です。2位は70歳代の8,393件（同14.1%）、3位は60歳代の8,239件（同13.8%）と続いています。
- 令和4年度は主に、脱毛エステ等の「エステティックサービス」の相談が増加したことにより20歳代、化粧品や健康食品等の定期購入の相談が増加したことにより50歳代以上の件数が増加しました。

※ 契約当事者：実際に取引をした者のほか、事業者から勧誘や不当な請求を受けた者を含みます。

図2 苦情相談の契約当事者年代別件数(前年度比較)



注 図中の（ ）内は、構成比（全体の件数に占める各年代の割合）です。

（契約当事者が65歳以上）

#### 5 救済金額（※）（表3）

※ 令和5年3月31日までに相談処理が終了しているものを抽出

被害の未然防止やその回復が図られた救済金額は約25億円で、前年度（約28億円）と比べ10.4%減少しました。

表3 救済金額(前年度比較)

(単位：千円、件)

区分	令和4年度		令和3年度	
	金額	件数	金額	件数
救済金額	2,519,784	6,891	2,811,139	6,048

## Ⅱ 化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談

### 1 概況

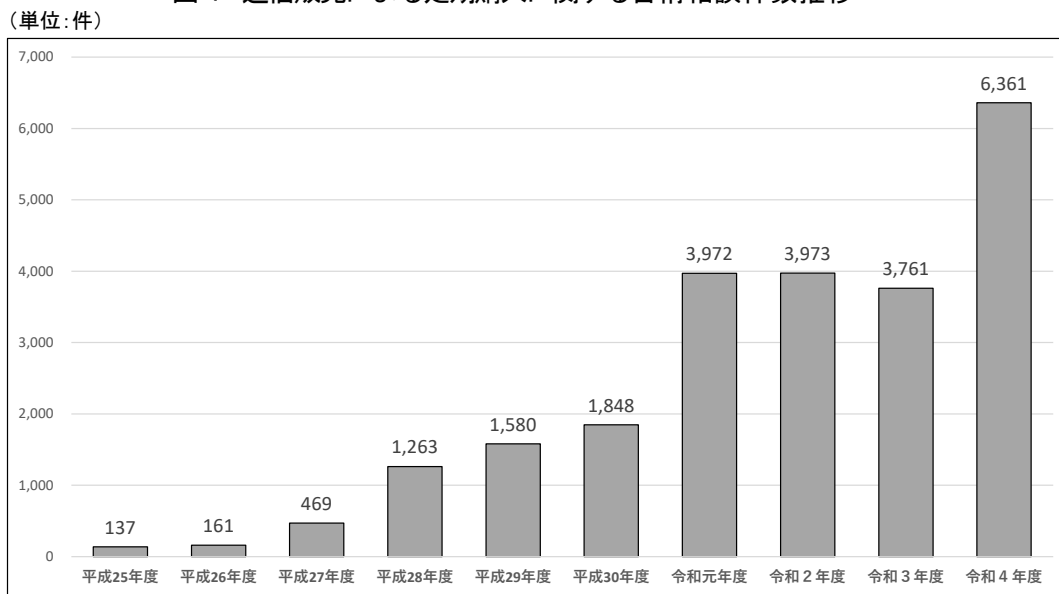
令和4年6月に改正特定商取引法が施行され、通信販売事業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられる等「定期購入」に関する規制が強化されました。しかし、「定期購入」に関する相談件数は依然として増加しており、令和4年度は過去最多(※)の件数となっていることから、次のとおり分析をしました。

※ PIO-NET で集計可能な平成25年度以降で最多となっています。

#### (1) 苦情相談件数の推移(図1)

化粧品や健康食品等の通信販売による定期購入に関する苦情相談件数は、令和4年度は6,361件で、前年度(3,761件)と比べ約1.7倍に増加し、過去最多の件数となっています。

図1 通信販売による定期購入に関する苦情相談件数推移

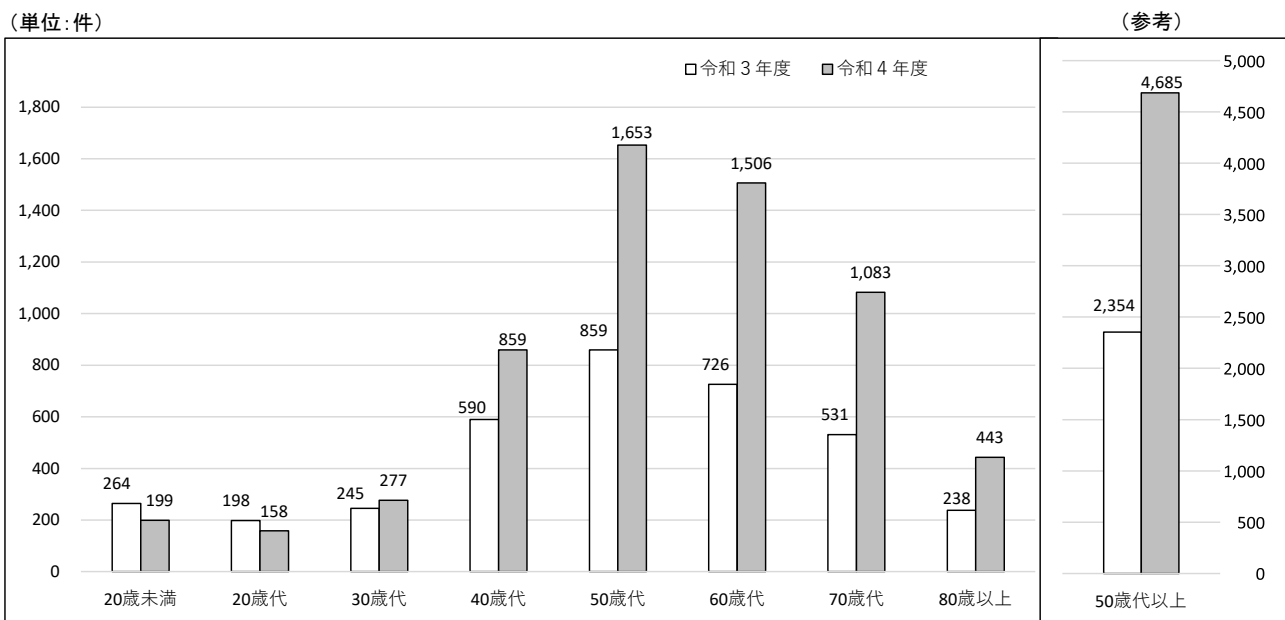


注 令和2年度以前と令和3年度以降は、件数の集計条件が異なるため単純に比較はできません。

#### (2) 年代別状況(図2)

年代別にみると、幅広い年代で増加していますが、特に50歳代以上で増加しており、苦情相談件数は4,685件(50歳代1,653件、60歳代1,506件、70歳代1,083件、80歳以上443件)で、前年度の2,354件(50歳代859件、60歳代726件、70歳代531件、80歳以上238件)と比べ約2.0倍に増加しています。

図2 契約当事者年代別苦情相談件数(前年度比較)(無回答は除く)



## 2 主な相談事例

### (1) 割引クーポンの利用

#### 《相談内容》

ネット通販で、定期購入の化粧品を買った。「いつでも解約可能」と表示されていたので、1回限りでやめるつもりで購入した。しかし、「注文完了画面」で表示された「割引クーポン」を利用したところ、気が付かないうちに4回購入が条件のコースに変更されていた。肌に合わないので、初回で解約したい。

#### クーポン利用の流れ（例）

##### ①最初の販売サイト

「いつでも解約可能」等が表示された“購入回数の条件がない定期購入”を申し込む。

##### ②「割引クーポン」の利用を勧める画面

「注文完了画面」が表示されるが、「『割引クーポン』が発行されました」等とも表示され、商品代金の割引のためにクーポンを利用

##### ③注文完了画面

「注文完了画面」が表示されるが、コースが変更されたことは記載されておらず、気が付かないうちに“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されている。

### (2) 解約したいが事業者と連絡が取れない

#### 《相談内容》

ネットの広告で見た化粧品を安価な値段で購入した。広告では「いつでも解約可能」と表示されていた。商品を試した後、解約しようと事業者と電話しているが、アナウンスの後に切電されてしまい繋がらない。解約は、「次回発送日の○日前まで」とある。解約するにはどうしたらよいか。

#### そのほかの定期購入に関する相談

- ・新聞広告の商品を電話で注文したら、別の商品を勧められ購入したところ、定期購入だった。
- ・購入画面で「カウントダウン」が表示され、焦って契約してしまった。
- ・解約は「チャットのみ」となっていたが、操作がよく分からず解約ができない。

#### —定期購入トラブル防止のポイント—

- ◇ 通信販売にクーリング・オフ制度はありません。返品・解約の条件は、事業者が定めるルールに従うこととなります。
- ◇ 「定期購入が条件となっていないか」「購入回数の条件」「支払総額はいくらか」等、販売サイトの表示や最終確認画面をよく確認しましょう。
- ◇ 注文直後に表示される「割引クーポン」を利用したり、おまとめコースに変更したりする場合は再度、販売サイトの表示や最終確認画面を確認しましょう。
- ◇ 「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもあります。注文する前に、販売事業者の解約の方法を入念に確認しましょう。

#### 「最終確認画面」のチェックリスト

- 継続期間や購入回数が決められていませんか。
- 支払うことになる総額はいくらですか。
- 返品や解約の条件を確認しましたか。
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか。
- 利用規約の内容を確認しましたか。
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか。

### Ⅲ 高齢者（契約当事者が65歳以上）の苦情相談

#### 1 相談状況（表1）

令和4年度の高齢者の苦情相談件数は17,578件で、前年度（16,249件）と比べ8.2%増加しました。苦情相談件数全体（59,661件）に占める高齢者の割合は29.5%（前年度比0.1ポイント増加）でした。

表1 「高齢者」の苦情相談件数推移

（単位：件）

区分	令和4年度	令和3年度	前年度比
高齢者の苦情相談件数(A)	17,578 (100.0%)	16,249 (100.0%)	108.2%
65歳～79歳 (構成比)	12,258 (69.7%)	11,256 (69.3%)	108.9%
80歳以上 (構成比)	5,320 (30.3%)	4,993 (30.7%)	106.5%
苦情相談件数(B)	59,661	55,229	108.0%
苦情相談件数に占める 高齢者の相談の割合(A)/(B)	29.5%	29.4%	

#### 2 品目別件数の前年度比較（表2）

- 件数1位は「化粧品」の1,789件で、前年度（881件）と比べ約2.0倍に増加し、増加率では2位となりました。「通販サイトで、1回限りのつもりで購入した美容液が、複数回購入が必要な定期購入だった」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 7位は「社会保険」の434件で、前年度（120件）と比べ約3.6倍に増加し、増加率では1位となりました。「行政を名乗り『医療費の還付金がある』という電話があった。詐欺ではないか」といった還付金詐欺に関する相談が増加したことが主な要因です。

表2 「高齢者」の苦情相談件数の多い上位10品目（前年度比較）

（単位：件）

順位	品目	令和4年度	令和3年度	前年度比	品目の説明
		[17,578]	[16,249]	108.2%	
1	化粧品	1,789	881	(2位) 203.1%	
2	商品一般	1,505	1,509	99.7%	架空請求等の商品を特定できない相談
3	工事・建築	1,301	1,373	94.8%	屋根や衛生設備工事等に関する相談
4	健康食品	647	457	141.6%	
5	役務その他サービス	633	638	99.2%	パソコンのウイルス除去サポート契約、質問サイト等に関する相談
6	修理サービス	490	482	101.7%	屋根、トイレ、エアコン、スマートフォン等の修理に関する相談
7	社会保険	434	120	(1位) 361.7%	医療費の還付金詐欺等に関する相談
8	携帯電話サービス	418	479	87.3%	
9	不動産貸借	293	298	98.3%	
10	インターネット接続回線	284	384	74.0%	光回線等に関する相談

注 前年度比欄の（ ）内は、表中における増加率の順位です。

### 3 販売購入形態別状況（表3）

- 主な販売購入形態について、高齢者の占める割合をみると、「訪問購入」が6割以上、「訪問販売」が4割以上となっています。
- 高齢者の割合が一番高い「訪問購入」の相談としては、「不用品を買い取るという事業者を呼んだら強引に貴金属を買い取られた」等があります。

表3 主な販売購入形態別「高齢者」の占める割合

(単位:件)

主な特殊販売	高齢者の占める割合	高齢者	全体
訪問購入	65.9%	311	472
訪問販売	48.6%	2,839	5,842
電話勧誘販売	37.6%	868	2,310
ネガティブ・オプション (いわゆる送り付け商法)	31.8%	50	157
通信販売	25.2%	6,213	24,653
マルチ・マルチまがい	15.4%	52	337

### 4 販売方法・手口(※)別件数の前年度比較（表4）

- 件数4位は「点検商法」の904件で、前年度(771件)と比べ約1.2倍に増加し、増加率でも4位となりました。「屋根や床下の無料点検に訪れた事業者に、必要のない工事を強引に契約させられた」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 6位は「SNS」の595件で、前年度(344件)と比べ約1.7倍に増加し、増加率では1位となりました。「SNS上の広告から入った通販サイトで1回限りのつもりで購入した美容液が、実際は複数回購入が必要な定期購入だった」といった相談が増加したことが主な要因です。

※ 「販売方法・手口」の詳細は、「令和4年度 神奈川県内における消費生活相談に関するデータ集」P31 参照

表4 「高齢者」の苦情相談 販売方法・手口別上位10位(前年度比較)

(単位:件)

順位	販売方法・手口	令和4年度	令和3年度	前年度比	主な品目と件数
1	電子商取引	4,497	3,339	(3位) 134.7%	①化粧品1,441、②健康食品292、③アダルト情報234
2	家庭訪販	2,779	2,874	96.7%	①工事・建築911、②修理サービス285、③新聞226
3	電話勧誘	1,530	1,591	96.2%	①役務その他サービス193、②魚介類129、③商品一般123
4	点検商法	904	771	(4位) 117.3%	①工事・建築413、②役務その他サービス121、③修理サービス112
5	身分詐称	826	553	(2位) 149.4%	①社会保険326、②商品一般146、③役務その他サービス81
6	SNS	595	344	(1位) 173.0%	①化粧品273、②健康食品43、③商品一般23
7	テレビショッピング	535	473	113.1%	①化粧品119、②健康食品66、③音響・映像機器34
8	無料商法	465	440	105.7%	①工事・建築83、②役務その他サービス50、③化粧品38
9	架空請求	404	527	76.7%	①商品一般160、②他の行政サービス45、③役務一般33
10	ネガティブ・オプション	257	220	116.8%	①商品一般78、②健康食品23、③化粧品17

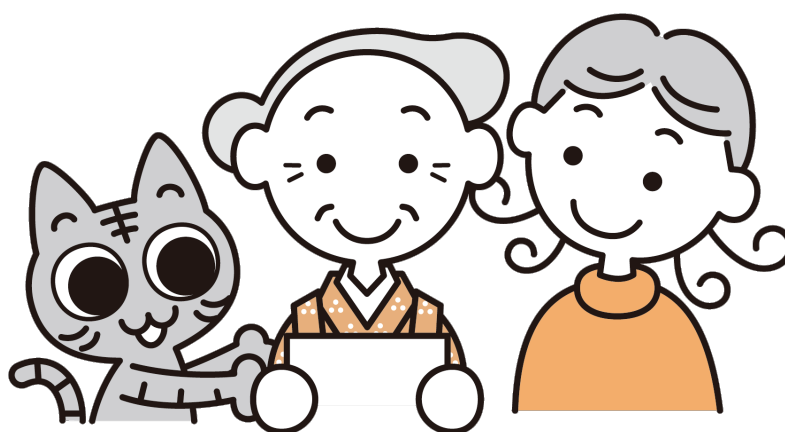
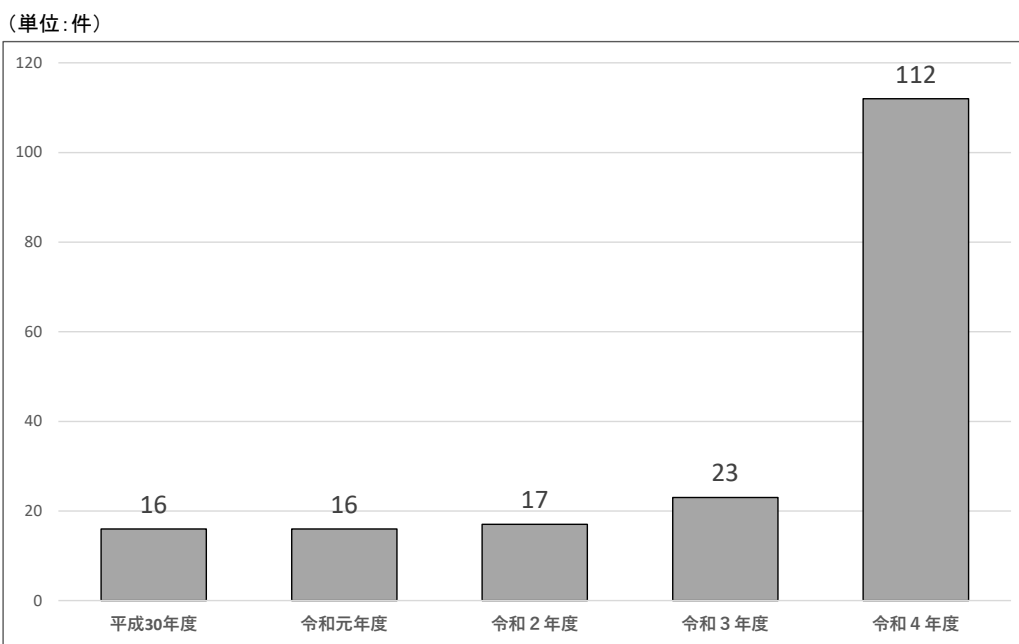
注1 「販売方法・手口」は、PIO-NETの「内容等キーワード」の定義によります。複数選択可能なため、件数の合計は相談件数と一致しません。

注2 前年度比欄の( )内は、表中における増加率の順位です。

## 5 高齢者の特徴的な相談（給湯システムの点検商法）（図1）

<p><b>《相談内容》</b></p> <p>「給湯器の点検をする」と電話があり、ガス事業者の定期点検かと思いきや、点検してもらったところ「新しい給湯器に交換が必要」と言われ契約したが、後日、まったく無関係の事業者だと分かった。</p>	<p><b>アドバイス</b></p> <p>事業者の説明をうのみにせず、事業者名や点検理由を必ず確認しましょう。</p> <p>契約を勧められてもその場で判断せず、家族や身近な人等に相談し、複数の事業者から見積りを取る等、慎重に判断しましょう。</p>
---	---

図1 「給湯システムの点検商法」に関する苦情相談件数



# 悪質な訪問販売撲滅! かながわ宣言

私たちは、法令を遵守し、適正な勧誘を行うための取組みを進めることを宣言します!



#### IV 若者（契約当事者が30歳未満）の苦情相談

##### 1 相談状況（表1）

令和4年度の若者の苦情相談件数は8,128件で、前年度（7,088件）と比べ14.7%増加しました。苦情相談件数全体（59,661件）に占める若者の割合は13.6%（前年度比0.8ポイント増加）でした。

表1「若者」の苦情相談件数推移

（単位：件）

区分	令和4年度	令和3年度	前年度比
若者の苦情相談件数(A)	8,128	7,088	114.7%
	(100.0%)	(100.0%)	
未成年(18歳未満)	761	784	97.1%
(構成比)	(9.4%)	(11.1%)	
18歳～29歳	7,367	6,304	116.9%
(構成比)	(90.6%)	(88.9%)	
苦情相談件数(B)	59,661	55,229	108.0%
苦情相談件数に占める若者の相談の割合(A)/(B)	13.6%	12.8%	

##### 2 品目別件数の前年度比較（表2）

- 件数1位は「エステティックサービス」の1,558件で、前年度（330件）と比べ約4.7倍に増加し、増加率でも1位となりました。「通っている脱毛エステ店が閉店した。施術の利用回数が残っているが、どうしたらよいか」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 8位は「役務その他サービス」の224件で、前年度（175件）と比べ約1.3倍に増加し、増加率では2位となりました。「簡単に稼げるという広告を見て副業のマニュアルを購入したところ、電話で高額なサポートプランを勧誘された」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 9位は「医療サービス」の169件で、前年度（152件）と比べ約1.1倍に増加し、増加率では3位となりました。「安価な医療脱毛の広告を見て店舗に行ったところ、高額なプランを勧められて契約してしまった」といった美容医療に関する相談が増加したことが主な要因です。

表2「若者」の苦情相談件数の多い上位10品目（前年度比較）

（単位：件）

順位	品目	令和4年度	令和3年度	前年度比	品目の説明
		[ 8,128]	[ 7,088]	114.7%	
1	エステティックサービス	1,558	330	(1位) 472.1%	
2	不動産貸借	472	538	87.7%	
3	商品一般	298	284	104.9%	架空請求等の商品を特定できない相談
4	インターネットゲーム	295	279	105.7%	
5	化粧品	269	341	78.9%	
6	他の内職・副業	233	312	74.7%	アフィリエイト(※)等に関する相談
7	異性交際関連サービス	227	230	98.7%	出会い系サイト等に関する相談
8	役務その他サービス	224	175	(2位) 128.0%	副業サポート契約等に関する相談
9	電気	169	236	71.6%	電気の契約等に関する相談
	医療サービス	169	152	(3位) 111.2%	

注 前年度比欄の（ ）内は、表中における増加率の順位です。

※ アフィリエイト：消費者が作成したホームページやブログ等で商品・役務等の宣伝を書き、あるいは広告主（企業等）の広告を掲載することで商品等の売上につながった場合等に、売上の一部を報酬として得るビジネスの形態

### 3 販売購入形態別状況（表3、図1）

- 主な販売購入形態について、若者の占める割合をみると、「友人や知人を新たに販売員として販売組織に参加させれば収入が得られる」等と勧誘し、商品やサービスを契約させる「マルチ・マルチまがい」が46.3%と突出して高くなっています。

表3 主な販売購入形態別「若者」の占める割合

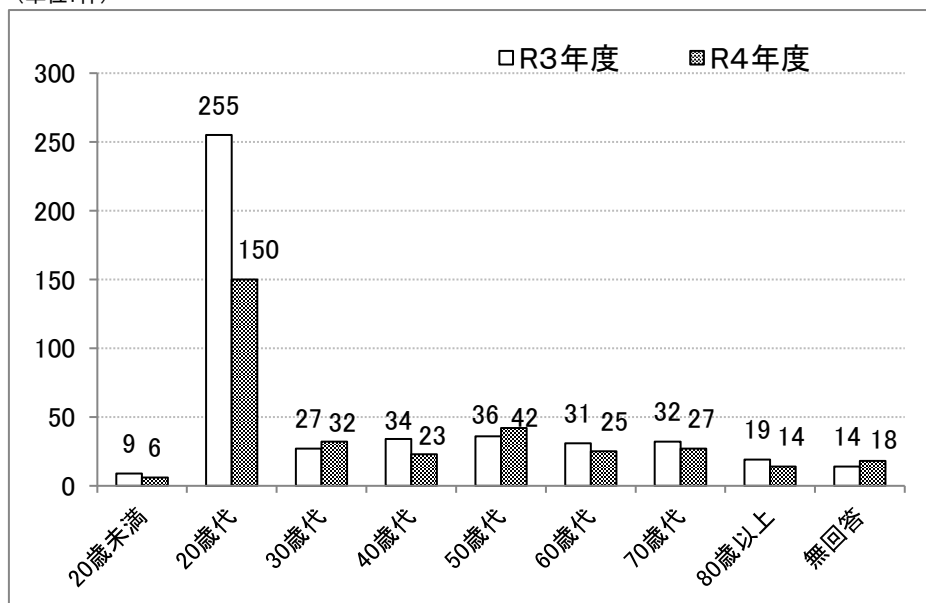
(単位:件)

主な特殊販売	若者の占める割合	若者	全体
マルチ・マルチまがい	46.3%	156	337
ネガティブ・オプション (いわゆる送り付け商法)	13.4%	21	157
電話勧誘販売	12.9%	299	2,310
通信販売	12.6%	3,096	24,653
訪問販売	11.7%	683	5,842
訪問購入	1.5%	7	472

- 「マルチ・マルチまがい」の契約当事者年代別件数をみると、20歳代の件数が150件と突出して多いですが、前年度（255件）と比べ41.2%減少しました。

図1 「マルチ・マルチまがい」契約当事者年代別件数(前年度比較)

(単位:件)



#### 4 販売方法・手口別件数の前年度比較（表4）

- 件数5位は「電話勧誘」の358件で、前年度（297件）と比べ約1.2倍に増加し、増加率では1位となりました。「簡単に稼げるという広告を見て副業のマニュアルを購入したところ、電話で高額なサポートプランを勧誘された」といった相談が増加したことが主な要因です。
- 10位は「販売目的隠匿」の97件で、前年度（86件）と比べ約1.1倍に増加し、増加率では2位となりました。「マッチングアプリで知り合った人から喫茶店に呼び出され、高額な投資用ツールを購入してしまった」といった相談が増加したことが主な要因です。

表4 「若者」の苦情相談 販売方法・手口別上位10位（前年度比較）（単位：件）

順位	販売方法・手口	令和4年度	令和3年度	前年度比	主な品目と件数
1	電子商取引	2,797	2,862	97.7%	①インターネットゲーム271、②化粧品242、③異性交際関連サービス194
2	SNS	983	943	104.2%	①他の内職・副業121、②化粧品73、③異性交際関連サービス67
3	サイドビジネス商法	494	567	87.1%	①他の内職・副業147、②役務その他サービス55、③金融コンサルティング54
4	家庭訪販	405	569	71.2%	①電気76、①修理サービス76、③インターネット接続回線42
5	電話勧誘	358	297	(1位) 120.5%	①役務その他サービス73、②他の内職・副業65、③金融コンサルティング42
6	無料商法	241	219	110.0%	①エステティックサービス65、②医療サービス15、③異性交際関連サービス13
7	クレ・サラ強要商法	224	244	91.8%	①金融コンサルティング45、①役務その他サービス45、①他の内職・副業45
8	利殖商法	140	195	71.8%	①金融コンサルティング58、②他のデリバティブ取引15、②ファンド型投資商品15
9	アポイントメントセールス	139	165	84.2%	①ギャンブル情報18、②金融コンサルティング14、③ビジネス教室13
10	販売目的隠匿	97	86	(2位) 112.8%	①金融コンサルティング12、②役務その他サービス11、③ギャンブル情報8

注1 「販売方法・手口」は、PIO-NETの「内容等キーワード」の定義によります。複数選択可能なため、件数の合計は相談件数と一致しません。

注2 前年度比欄の（ ）内は、表中における増加率の順位です。

#### 5 若者の特徴的な相談（エステティックサービス）（図2）

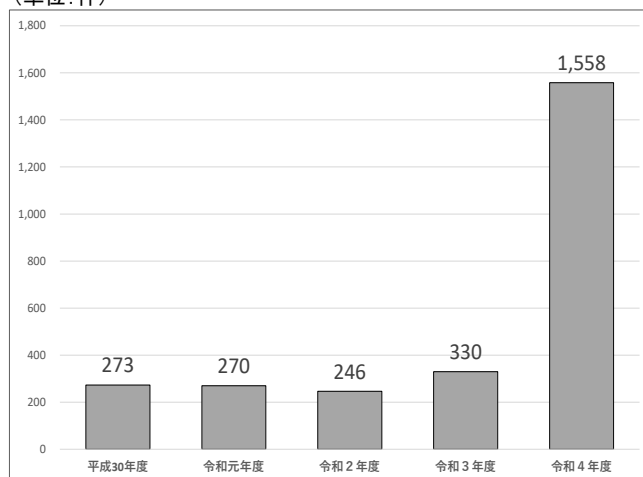
##### 《相談内容》

脱毛エステの無期限通い放題のプランを、約30万円でローン契約し通っていた。先日、事業者からのメールで破産したことを知った。支払いを止めたいがどうしたらよいか。

##### アドバイス

予約が取りにくかったり、事業者が破産する可能性もあります。心配な場合は、都度払いができるコースやエステ店を選択しましょう。

図2 「エステティックサービス」に関する苦情相談件数（単位：件）



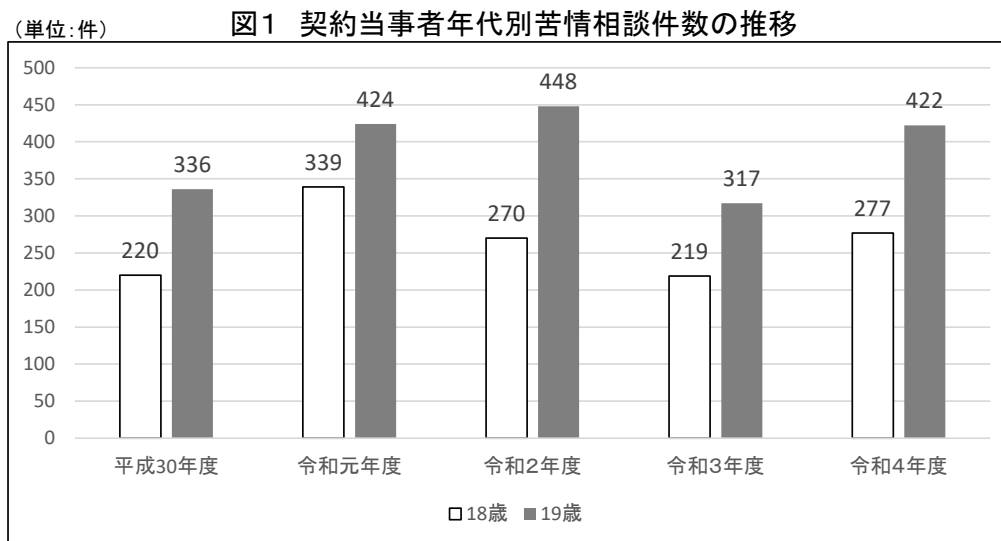
## V 18歳・19歳の相談の状況

### 1 概況

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられてから1年が経過しました。そこで、18歳・19歳に係る相談の状況について、次のとおりまとめました。

#### (1) 苦情相談件数の推移 (図1)

18歳・19歳が契約当事者となっている苦情相談件数について、過去5年間では、18歳は200件から300件台、19歳は300件から400件台で推移しています



#### (2) 苦情相談件数の多い品目 (表1)

- 脱毛エステ、痩身エステ等の「エステティックサービス」や医療脱毛、整形手術等の「医療サービス」といった「美容関連」(※1)の相談は162件で、前年度(35件)と比べ、約4.6倍に増加しました。
- アフィリエイト副業等の「他の内職・副業」や副業サポート契約等の「役務その他サービス」といった「副業」に関する相談も多く寄せられています。

表1 品目別件数の前年度比較

(単位:件)

順位	品目	令和4年度	令和3年度	前年度比	品目の説明
		[ 699 ]	[ 536 ]	130.4%	
1	エステティックサービス	137	24	570.8%	
2	商品一般	38	28	135.7%	架空請求等の商品を特定できない相談
3	異性交際関連サービス	36	36	100.0%	出会い系サイト等に関する相談
4	化粧品	31	35	88.6%	
5	医療サービス	25	11	227.3%	
6	他の内職・副業	17	16	106.3%	アフィリエイト(※2)等に関する相談
7	修理サービス	16	8	200.0%	屋根、トイレ、エアコン、スマートフォン等の修理に関する相談
8	不動産貸借	15	15	100.0%	
9	役務その他サービス	14	10	140.0%	副業サポート契約等に関する相談
10	アダルト情報	13	18	72.2%	

※1 「エステティックサービス(137件)」、「医療サービス(25件)」を足したもの

※2 アフィリエイト:P9の表2※を参照

## 2 主な相談事例

### (1) エステティックサービスに関する相談

#### 《相談内容》

大学生の娘が、インターネットの広告を見て、脱毛エステの無料体験をしたところ、担当者から熱心に契約を勧められた。「払えない」と断ったが、「ローンを組めば、月々の支払いを安く抑えられる」と勧誘され、その場で高額な契約をしてしまったとのこと。本人にローンの支払いは困難である。解約できるか。

#### アドバイス

- ◇「お試し施術」「月額〇円」等の低価格で誘う広告を見て店舗に行っても、最終的に「長期間」、想定外に「高額」な契約を勧められることがあります。
- ◇契約をせかされても、その場で契約せず、ご自身の支払い可能額や契約内容をきちんと確認したり、家族等に相談したりする等、慎重に判断しましょう。

### (2) 副業に関する相談

#### 《相談内容》

SNSで「誰でも簡単に稼げる」という副業の広告を見て、稼ぐ方法が載っているマニュアルを購入した。その後、事業者から電話があり、「副業をサポートする」と言われ、高額なサポートプランを提示された。信用できるか。

#### アドバイス

- ◇確実にもうかる、うまい話はありません。
- ◇「簡単に稼げる」等と強調する広告や勧誘をうのみにせず、仕組みや実態が分からなければ契約しないようにしましょう。

### (3) 出会い系サイトに関する相談

#### 《相談内容》

SNSで知り合った、話の合う異性とやりとりしていたところ、「スマホが壊れたので別のサイトでやりとりをしたい」と出会い系サイトに誘導された。その後、やりとりを続けるために様々な名目で当該サイトから費用を請求された。騙されたと思う。返金してほしい。

#### アドバイス

- ◇SNS上では、話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かはわかりません。
- ◇一度支払ってしまうと返金は容易ではありません。不審な点があればきっぱりと断りましょう。
- ◇「スマホが壊れた」等とSNSから別のサイトに誘導された場合等は、特に注意してください。

「令和4年度 神奈川県内における消費生活相談に関するデータ集」も御覧ください。

神奈川県ホームページ「消費生活相談概要」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370221/index.html>

